

今後の分科会におけるフォローアップの進め方（案）

1. 進め方

- (1) 事務局を通じて再度、各府省を対象としたフォローアップ調査を行い、既定事項の平成 23 年度末までの実施状況を把握する。
- (2) (1) の調査結果や分科会において行った重点フォローアップ項目についての各府省ヒアリングなどを基に、事務局において評価・指摘事項の原案を作成する。
- (3) 分科会において、(2) の原案をたたき台として議論を行い、その結果を踏まえ、最終的な評価・指摘事項を決定する。
- (4) なお、重点分野である農業・医療については、重点フォローアップ項目の多くを両分野に関するものから選んだところでもあり、他の分野以上に時間を取って議論を行う。

2. スケジュール

分科会①（今回）

各府省フォローアップヒアリングの結果及び今後のフォローアップの進め方について議論。

分科会②（4月2回目）

重点フォローアップ項目に関する指摘事項原案をたたき台として議論。

分科会③（5月1回目）

重点フォローアップ項目以外の項目に関する評価・指摘事項原案をたたき台として議論。

分科会③'（5月2回目または6月1回目）

全項目に関する評価・指摘事項修正案について議論。

分科会④（6月1回目または2回目）

評価・指摘事項決定。